

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第5区分
 【発行日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【公開番号】特開2009-256860(P2009-256860A)
 【公開日】平成21年11月5日(2009.11.5)
 【年通号数】公開・登録公報2009-044
 【出願番号】特願2009-57535(P2009-57535)
 【国際特許分類】
 D 0 3 D 1/02 (2006.01)
 【F I】
 D 0 3 D 1/02

【手続補正書】
 【提出日】平成24年1月18日(2012.1.18)
 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

合成繊維マルチフィラメント系からなるエアバッグ用織物であって、ASTM D6476に基づいて測定される平均動的通気度(ADAP)が500mm/s以下であり、かつ同規定に基づいて測定される動的通気度曲線指数(Exponent)が1.5以下であることを特徴とするエアバッグ用織物。

【請求項2】

前記合成繊維マルチフィラメント系を構成する合成繊維フィラメントの単繊維織度が2dtex以下である、請求項1記載のエアバッグ用織物。

【請求項3】

合成繊維フィラメントが、単繊維織度が2dtex以下であり、単繊維数が100本以上であるポリアミド繊維であることを特徴とする請求項1又は2記載のエアバッグ用織物。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか記載のエアバッグ用織物を製造する方法であって、製織においてタテ糸張力を0.11～0.34cN/本・dtexに調整して製織することを特徴とするエアバッグ用織物の製造方法。

【請求項5】

製織後、精練し、続いて熱セットを行うことを特徴とする請求項4記載のエアバッグ用織物の製造方法。

【請求項6】

熱セットにおいて織物幅方向に緊張させないように織物幅を固定させ温度80～150で熱セットする、請求項5記載のエアバッグ用織物の製造方法。

【請求項7】

精練において20～65の温度下で精練を行う、請求項5または6記載のエアバッグ用織物の製造方法。